

## 芦屋市商店街新規出店チャレンジ応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、芦屋市が交付する商店街新規出店チャレンジ応援事業補助金（以下「補助金」という。）の公正かつ効率的な使用の促進に関して必要な事項を定める。

(交付対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、やる気のある創業希望者や商業者が商店街・小売市場（以下「商店街」という。）の空き店舗（前の事業者が撤退し、現に営業活動が行われていない店舗をいう。以下同じ。）に新規出店する事業とする。

(交付対象事業者)

第3条 補助金の交付対象事業者は、次のとおりとし、原則として、事前に公益財団法人ひょうご産業活性化センターの商業アドバイザー派遣事業による支援を受けるものとする。ただし、芦屋市商工会が実施する中小企業診断士等の専門家派遣制度等同様の支援を受けている場合は、商業アドバイザー派遣事業による支援を受けたと見なすことができる。

- (1) 商店街内の空き店舗での開業を希望する創業予定者
- (2) 商店街内の空き店舗への新規出店希望者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の中小企業者に限る。）
- (3) 市長が特に必要と認める者

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を適切に実施し得るために必要な経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 店舗賃借料
- (2) 店舗改装費（内装工事費、ファサード整備費に限る。）

(補助事業の採択基準)

第5条 補助事業は、次に掲げる基準を総合的に勘案し、充足性の高いものから予算の範囲内において採択するものとする。

- (1) 補助事業の実施が確実である等事業内容の熟度が高いこと。
- (2) 補助事業の実施により集客力の増加が見込まれる等中小商業活性化の効果が高いこと。

(3) 補助事業の実施による目指すべき目標が具体的に設定されていること。

(補助事業の実施期間)

第6条 補助事業の実施期間は、当該補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた日から当該交付決定の日が属する市の会計年度の末日までとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の6分の1の額（千円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てた額）とし、1つの事業に対し交付する補助金の限度額は、75万円とする。

2 前項において、交付対象事業者が他の団体の補助制度を併用する場合の取扱いは、市長が別に定める。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）及び添付書類を指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付決定をし、適当と認めないときは、理由を付記した書面により申請者に通知するものとする。なお、交付決定の段階で仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを除いた額について交付決定を行うこととする。

2 市長は、交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため、必要があるときは、条件を付するものとする。

3 市長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第10条 補助事業者は、前条の決定を受けた後、やむを得ない事由により次に掲げる変更を行おうとする場合は、補助金変更交付申請書（様式第3号）並びに変更金額及び変更内容を確認できる添付書類を変更があった日から2週間以内に市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業に要する経費の配分の変更

(2) 補助事業の内容の変更（補助事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲で補助事業の細部の変更をする場合を除く。）

2 市長は、前項の申請があったときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査

等により、当該変更が適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第11条 補助事業者は、中止又は廃止しようとするときは、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助事業の実施方法）

第12条 交付対象事業者は、当該補助事業を行うにあたり、店舗所有者と賃貸借契約を締結し、賃貸借契約書に定められた賃借料の一部に当該補助金を充当するものとする。

2 交付対象事業者は当該補助事業を行うにあたり、内装工事・ファサード整備について、工事請負契約書を締結し、工事請負契約書に定められた内装工事費・ファサード整備費の一部に当該補助金を充当するものとする。

（事業遂行の義務）

第13条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

（遂行状況の報告書等）

第14条 補助事業者は、市長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、当該報告をしなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遂行困難状況報告書（様式第7号）を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けるときを含む。以下同じ。）又は第9条の交付決定に係る市の会計年度が終了したときは、補助事業実績報告書（様式第8号）及びその他市長が必要と認める書類を事業完了後30日以内又は当該会計年度終了後5日以内のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

（是正命令等）

第16条 市長は、補助事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当

該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

2 前項の規定は、第14条第1項の報告があった場合に準用する。

3 補助事業者は、第1項の措置が完了したときは、前条の規定に従って実績報告をしなければならない。

(補助金額の確定)

第17条 市長は、補助事業の完了に係る第15条及び前条第3項の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第9号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の額が、交付決定額（第10条第2項の規定により変更された場合にあっては、同項の規定により通知された金額をいう。）と同額であるときは、前項の通知を省略するものとする。

(交付)

第18条 市長は、前条第1項の額の確定を行ったのち、補助事業者から提出される補助金請求書（様式第10号）により補助金を交付する。

2 市長は、補助事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがある等、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、支払済みの経費について概算払することがある。

(交付決定の取消し)

第19条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 補助期間に商店街団体等を脱会したとき。
- (6) 申請に添付する誓約書に違反したとき。

2 市長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第20条 市長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命じることができる。

2 市長は、第17条第1項の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

3 市長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前項の期限を延長することができる。

(収益納付)

第21条 市長は、補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しないかぎり、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付すべき旨の条件を付することができる。

(帳簿の備付け)

第22条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第23条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、事業完了後5年以内に、補助金の交付の目的以外の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保の用に供する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が50万円以上であるときは、市長の承認を受けなければならない。この場合において、当該取得財産等が事業完了後5年を経過している場合を除き、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を芦屋市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、事業完了後5年間、保存しておかななければならない。

(立入検査等)

第24条 市長は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又は市職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これ

を提示しなければならない。

(補則)

第25条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。